

桜川市消費生活センター 6月1日より開設しました。

近年増加している消費生活に関するトラブルから、皆さんが安心して、安全で豊かな消費生活を営むため、6月1日から「桜川市消費生活センター」を開設しました。

お買い物や訪問販売・電話勧誘販売などの消費生活に関する様々なトラブルや被害などの困りごとについて、皆さんと一緒に考え、解決のためのお手伝いをします。

また、情報の提供や苦情も受



いっしょに考えます
一人で悩まず早めにご相談ください

相談専用電話：**0296-75-6300**

相談場所：市役所岩瀬庁舎2階

付けていますので、お気軽にご相談ください。

■相談受付／月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く)

■受付時間／9時～12時・13時～16時

■相談場所／桜川市消費生活センター(市役所岩瀬庁舎2階)

■問合せ先／桜川市役所生活安全課(〒309-1292 桜川市岩瀬64-1 2858-1511・75-3111、内線2283・2287)

歴史的風致維持向上計画が 認定されました

市では、平成20年11月4日に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき「桜川市歴史的風致維持向上計画」を策定しました。

この法律における歴史的風致とは「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されています。

桜川市では、史跡や数多くの文化財、歴史ある商家の営み、伝統を守りながら続けられてきた祭事などが町並みと一体となり、良好な市街地環境を形成してきました。

このような地域の誇りとなる歴史上価値の高い建造物や伝統的な取り組みを



桜川市の歴史的風致
祇園祭りと真壁の町並み

後世に引き継いでいくために本計画を策定し、桜川市の歴史的風致の維持・向上を図っていくこととしています。

計画については、平成21年3月に文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣から認定を受け、真壁地区195ヘクタールを対象に「旧真壁郵便局耐震補強事業」、「真壁陣屋跡整備事業」、「板塀修景事業」を実施いたします。

■問合せ先／文化生涯学習課(☎58-15111・75-13111、内線3221)



～お客さまに豊かさと繁栄を～
古橋伸夫税理士事務所

桜川市真壁町桜井765-2
TEL 0296-54-1540



あなたの描く想像を現実により綺麗に より美しくあなたと感動を繋ぐ存在でありたい。

株式会社 **デジタル印刷**

TEL.0296-54-2626(☎) FAX.0296-54-2724